

1 第26回認定 構造改革特区計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の 区域の範囲	特区計画の概要	特例措置の 番号	特例措置の内容
新規計画 6件							
1	長野県	高山村	信州・高山ワイン特区	長野県上高井郡高山村の全域	高山村は、「りんご」「巨峰ぶどう」などの果樹栽培が中心で、恵まれた自然条件と卓越した栽培技術により、美味しい果物産地として高い評価を受けているが、近年、農家数の減少や農業者の高齢化により耕作放棄地の増加が課題となっている。 そこで、本特例措置を活用して、農業者のワイン等の製造への参入促進を支援することにより、高齢者でも栽培が可能で、土地利用型作物である「ワインぶどう」の導入を進めて耕作放棄地の解消を図る一方、加工までを村内で行うことにより、「ワインを核とした地域振興」を進めていく。	709	特産酒類の製造事業
2	愛知県	豊田市	豊田市教育特区	豊田市の全域	当市人口は、都市部で増加する一方、山間部では減少している。中山間地域では3年前に高校の分校が開校し、子どもたちの進学先の選択肢が狭まっている現状がある。また、中学校における不登校生徒数が3%強と、全国平均と比べ若干多い特徴がある。茨城県で実績のあるルネサンス・アカデミー株式会社の運営する通信制高校を設置することで、中学卒業後の進路の選択肢を増やすことができ、さらに廃校となった小学校校舎を地域活動拠点機能、避難所機能を残しながら活用することにより地域活性化、住民の安心安全につなげる。	816	学校設置会社による学校設置事業
3	京都府	舞鶴市	ふるさと舞鶴 どぶろく特区	舞鶴市の全域	舞鶴市は、豊富な観光資源を背景として、観光客を誘致し、交流人口の増加を図っている。 また、農業分野においては、「ふるさと舞鶴めぐりブランド推奨制度」を創設し特産品の振興を図るほか、元気な農業者と共に「農商工連携」の取り組みを進めるなど、地域農業の活性化を推進している。 今後、本市において、当該制度を活用し「濁酒づくり」に取り組む農家を支援することにより、新たな地域ブランドの確立を目指すとともに、都市農村交流人口や定住人口の増加を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
4	島根県	飯南町	飯南町有害鳥獣被害防止特区	島根県飯石郡飯南町の全域	近年、イノシシ等の有害鳥獣による農産物被害が拡大しており、農業収益の減少のみならず営農意欲の減退にもつながっている。特に、農業を基幹産業とする中山間地域での被害は深刻であり、地域振興の阻害要因ともなっている。このような状況の中、網・わな狩猟免許所持者の指導・監督のもと、農家等の狩猟免許非所持者と協力して有害鳥獣を捕獲することにより、農業生産を安定させ、ひいては地域の活性化を図っていく。	1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
5	長崎県	五島市	五島市赤ちゃん健やか保育支援特区	五島市の全域	五島市においては、現下の厳しい経済状況による共稼ぎ世帯の増加や核家族化により、近年、乳児期から保育所へ入所する児童が増加しており、保育所における乳児の養護環境の改善を図るため、看護師等の配置を行うことを推奨している。そこで、本特例を活用し、乳児を4人以上6人未満入所させている保育所において、当該保育所に勤務する看護師又は保健師を、1人に限って保育士とみなすことにより、乳児等の保護者が安心して保育所に預けられる環境づくり及び保育所における看護師等の安定した雇用を推進する。	936	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業
6	鹿児島県	徳之島町	徳之島地域資源果実酒・リキュール特区	鹿児島県大島郡徳之島町の全域	徳之島町では、サトウキビやたんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラムなど多品目の農産物を生産しているが、そのほとんどが砂糖の原料や生食用で出荷されていますが、規格外の農産物は商品化されず処分される状態です。また、農業従事者の高齢化が著しいことから、後継者の育成や担い手の確保が問題となっています。そこで、本特例措置を活用し豊富な特産物を原料とした果実酒やリキュールを生産する事により、地域農産物の利用拡大と販売促進による農業振興に取組むことにより地域経済の活性化を図っていく。	709	特産酒類の製造事業